

土地改良区会計基準

第1 総則

1 目的及び適用範囲

この会計基準は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき設立された土地改良区の財務諸表（貸借対照表及び正味財産増減計算書をいう。以下同じ。）、収支予算書、収支決算書及び財産目録（以下「財務諸表等」という。）の作成の基準を定め、土地改良区の健全な運営に資することを目的とする。

ただし、土地改良施設の管理を行わない土地改良区及び取得価額を算定しないことができる次に掲げる土地改良施設のみを管理している土地改良区は第2、第3及び第6の規定は適用しないものとする。（注1）

ア 土地とみなされる施設

イ 少額施設

ウ 歴史的な施設

エ 土地改良区が将来の更新費用を負担しないことが明確に取り決められている施設

2 一般原則

土地改良区は、次に掲げる原則に従い、財務諸表等を作成しなければならない。

（1）財務諸表等は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況及び資金収支に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならない。

（2）財務諸表等は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。（注1）

（3）土地改良区会計は、土地改良区の財政状況をできるだけ明瞭な形で反映するものでなければならない。（注1）

（4）会計処理の原則及び手続並びに財務諸表等の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。

3 事業年度

土地改良区の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、特別の事情があるときは9月1日から翌年8月31日までとすることができます。

4 会計の区分

（1）土地改良区は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般会計の収入支出と区分して経理する必要がある場合に、特別会計を設けることができる。ただし、補助金等の交付を受けて事業を実施する場合で当該補助金等の交付の条件として、一般会計と区分し特別会計を設け経理することとされているときは、当該補助金等の交付に係る事業については、特別会計を設けなければならない。

（2）特別会計を設けた場合には、総括表を併せて作成し、他の会計区分との間において生ずる内部貸借取引の残高及び内部取引高は、総括表において相殺消去しなければならない。

（3）各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計か

らの繰入れの対象となるべき経費の財源に充てるために必要があるときに限り、一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができる。

5 財務諸表等の科目

土地改良区は、第2以降に定めるもののほか、別表第1によって勘定科目を分類し、かつ別表第2によって財務諸表等を作成しなければならない。

6 金額の単位

財務諸表等に記載される科目その他の事項の金額は、円単位をもって表示するものとする。

第2 貸借対照表

1 貸借対照表の内容

貸借対照表は、土地改良区の財政状態を明らかにするため、当該事業年度末現在における全ての資産、負債及び正味財産を記載し、組合員、債権者その他の利害関係者にこれを正しく明瞭に表示するものでなければならない。

2 貸借対照表の区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に分け、さらに、資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に、正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分しなければならない。なお、正味財産の部には、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額を内書きとして記載するものとする。（注2）（注3）

3 貸借対照表価額の配列

資産及び負債の項目の配列は、流動性配列法によるものとする。

4 土地改良施設の貸借対照表価額

(1) 土地改良区の維持管理計画に位置付けられている所有土地改良施設及びその附帯施設は、原則として、当該施設の工事費等又は再調達価格を基礎として取得価額を算定しなければならない。なお、譲与によって取得した所有土地改良施設の取得価額は、その取得時における工事費等又は再調達価格を基礎として取得価額を算定するものとする。ただし、第1の1のアからエまでに掲げる施設は取得価額を算定しないことができる。（注4）

(2) 土地改良区の維持管理計画に位置付けられている、国又は都道府県等が所有し、土地改良区が管理を受託している施設（当該施設用地等を含む。）を使用する権利（以下「受託土地改良施設使用収益権」という。）は、当該施設の造成に当たって土地改良区が負担した金額をもって取得価額とする。（注5）

(3) 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は、定額法によって減価償却を行うこととし、取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。（注6）

5 その他資産の貸借対照表価額

(1) その他資産の貸借対照表価額は、原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならない。交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とする。

(2) 未収経常賦課金、未収特別賦課金、未収夫役現品、未収加入金及び未収転用決済金（以下「未収賦課金等」という。）は、組合員等に対し賦課調定した額から賦課調定した事業年度内に徴収した額を控除した額をもって貸借対照表価額とする。

また、過年度において組合員等に対し賦課調定した未収賦課金等であって、当期末までに時効が完成していない未収賦課金等（以下「長期末収賦課金等」という。）は、過年度において組合員等に対し賦課調定した額から当期末までに徴収した額を控除した額のうち、時効が完成していない額をもって貸借対照表価額とする。

なお、長期末収賦課金等について徴収不能のおそれがある場合（法第39条第5項の規定により滞納処分を行った場合であっても、時効が完成するまでに、当該長期末収賦課金等の全額を徴収することが困難である場合等）には、徴収不能見込額を不納欠損引当金として計上しなければならない。この場合、不納欠損引当金は対象となった科目ごとに資産の部にて間接控除法により表示する。

(3) 工事原材料、消耗品等の貯蔵品は、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算した取得原価をもって貸借対照表価額とする。（注1）

(4) 満期まで所有する意図をもって保有する国債その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。（注7）（注8）（注9）

(5) 固定資産のうち減価償却が必要な資産は、定額法によって減価償却を行うこととし、取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。（注6）

(6) 土地改良区設立費及び区債発行費は、繰延資産に計上することができる。これらの資産については、5年間で均等償却するものとし、償却額を控除した未償却残高を貸借対照表価額とする。

(7) 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。この時価と比較する使用価値の見積りにあたっては、資産又は資産グループ単位として行うことができるものとする。（注10）

第3 正味財産増減計算書

1 正味財産増減計算書の内容

正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産の全ての増減内容を明瞭に表示するものでなければならない。

2 正味財産増減計算書の区分

正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に分け、さらに、一般正味財産増減の部を経常増減の部及び経常外増減の部に区分しなければならない。（注3）（注11）（注12）（注13）

3 正味財産増減計算書の構成

一般正味財産増減の部は、経常収入及び経常支出を記載して当期経常増減額を表示し、これに経常外増減に属する項目を加減して当期一般正味財産増減額を表示するとともに、さらにこれに一般正味財産期首残高を加算して一般正味財産期末残高を表示しなければならない。

指定正味財産増減の部は、指定正味財産増減額を発生原因別に表示し、これに指定正味財産期首残高を加算して指定正味財産期末残高を表示しなければならない。（注13）

第4 収支予算書

1 収支予算書の内容

収支予算書は、当該事業年度に見込まれる全ての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

2 収支予算書の区分

収支予算書は、当該事業年度に見込まれる収入及び支出について、収入の部及び支出の部に区分しなければならない。

3 収支予算書への注記事項

収支予算書には、以下に掲げる事項を注記しなければならない。

(1) 借入金限度額

(2) 債務負担額

第5 収支決算書

1 収支決算書の内容

(1) 収支決算書は、当該事業年度における全ての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

(2) 収支決算書は、収支の予算額と決算額とを対比して表示しなければならない。

(3) 予算の補正等が行われた場合、予算額には補正等の後の予算額を表示しなければならない。

2 収支決算書の区分

収支決算書の区分は、第4の2の規定を準用する。

3 収支決算書への注記

収支決算書には、以下に掲げる事項を注記しなければならない。

(1) 資金の範囲

(2) 資金の範囲を変更したときは、その旨及び当該変更による影響額

(3) 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(4) 予算額と決算額との差異が著しい科目については、その科目及びその理由

(5) 科目間の流用及び予備費の充用があった場合には、当該科目及び金額

(6) その他土地改良区の収支を明らかにするために必要な事項

第6 財務諸表に対する注記

財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
- (2) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (3) 基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高
- (4) 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- (5) 担保に供している資産
- (6) 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権について当該資産の取得価額（負担金額の内訳も含む。）、減価償却累計額及び当期末残高
- (7) 減価償却累計額を控除したその他固定資産について当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- (8) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益
- (9) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び当期末残高
- (10) 換地清算金徴収金（法第 54 条の 3 の規定に基づき徴収した金額（法第 89 条の 2 第 10 項で準用する場合を含む。））の当期徴収額、換地清算金交付金（法第 89 条の 2 第 11 項の規定により都道府県等から支払われた金額）の当期支払額及び換地清算金の当期末残高
- (11) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳（注 13）
- (12) 関連当事者との取引の内容（注 14）
- (13) 重要な後発事象
- (14) その他土地改良区の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

第7 財産目録

1 財産目録の内容

財産目録は、当該事業年度末現在における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものでなければならない。

2 財産目録の区分

財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部に分け、正味財産の額を示さなければならない。

3 財産目録の価額

財産目録の価額は、貸借対照表に記載の価額と同一とする。

第8 会計方式の移行措置

この会計基準の適用初年度の取扱いは、別紙によるものとする。

第9 土地改良区連合への準用

法第 77 条第 1 項の規定に基づき設立された土地改良区連合においても、この会計基準を準用する。

附 則

この会計基準は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

ただし、平成34年3月31日までの間は、平成31年2月14日付けで廃止される前の土地改良区会計基準（平成23年4月1日付け22農振第2410号農林水産省農村振興局長通知）及び平成31年2月14日付けで一部改正される前の土地改良区会計検査指導基準（平成23年4月1日付け22農振第2411号農林水産省農村振興局長通知）の適用を妨げないものとする。

会計基準注解

(注1) 重要性の原則の適用について

土地改良区会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、土地改良区会計の目的とするところは、土地改良区の財務内容を明らかにし、土地改良区の財政状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる。

重要性の原則は、財務諸表等の表示に関しても適用される。重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1) 取得価額を算定しないことができる土地改良施設とは、次に掲げる施設をいう。
 - ア 土地とみなされる施設
土水路や未舗装道路など、工作物として更新する設備がない施設
 - イ 少額施設
造成費用が200万円未満の施設又は施設の規格によって少額と判断される施設
 - ウ 歴史的な施設
土地改良法の施行（昭和24年）より前に造成された施設であって、造成後、現在まで資本的支出がなされていないが、施設の状態が良好であり、かつ、今後の更新を見込むことが難しい施設
 - エ 土地改良区が将来の更新費用を負担しないことが明確に取り決められている施設
移管の時期を含め、移管を受け入れる団体と明確な文書の取り交わしがある施設又は更新費用を負担する団体と明確な文書の取り交わしがある施設
- (2) 貯蔵品のうち、重要性の乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。
- (3) 取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。
- (4) 謾与又は寄付によって受け入れた金額に重要性が乏しい場合、寄付者等（組合員等を含む。以下同じ。）からの制約が課される期間に重要性が乏しい場合又は寄付者等からの制約に重要性が乏しい場合、当該寄付によって増加した正味財産を指定正味財産の増加額としないで、一般正味財産の増減額として処理することができる。
- (5) ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- (6) 退職給付会計の適用に当たっては、期末の退職給付の要支給額を用いた見積計算を行う等の簡便な方法を用いて、退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算することができる。

(注2) 基本財産及び特定資産の表示について

- (1) 土地改良区が基本財産又は特定資産を有する場合には、固定資産を基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分するものとする。
- (2) 謾与又は寄付によって受け入れた資産で、その額が指定正味財産に計上されるものについては、基本財産又は特定資産の区分に記載するものとする。
- (3) 土地改良区が特定の目的のために預金、有価証券等を保有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。

(注3) 指定正味財産の区分について

謾与又は寄付によって受け入れた資産で、国、都道府県等及び寄付者等の意思により当該資産の使途について制約が課されている場合には、原則として当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする。

また、当期中に寄付によって受け入れた資産の額は、正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部に記載するものとする。

(注4) 土地改良施設用地等の評価について

- (1) 土地改良施設用地等は、原則として取得価額をもって貸借対照表価額とする。
- (2) 土地改良施設用地等のうち、1円を備忘価額として計上されているものについて、用途廃止などの変更が生じた場合には、特定資産の区分からその他固定資産の区分に振り替え、公正な評価額で再評価を行うものとする。

(注5) 受託土地改良施設使用収益権の評価について

受託土地改良施設使用収益権のうち、その取得時に土地改良区が負担した金額がない場合は、1円を備忘価額として計上するものとする。

(注6) 減価償却累計額の控除方式について

固定資産の貸借対照表価額は、取得価額から減価償却累計額を控除した価額のみを記載するものとする。

(注7) 満期保有目的の債券の評価について

満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(注8) 満期保有目的の債券以外の有価証券について

満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価評価に伴って生じる評価差額は、当期の正味財産増減額として処理するものとする。

(注9) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券の会計処理について
指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券を時価又は償却原価

法で評価する場合には、従前の簿価との差額は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に記載するものとする。

(注 10) 資産の時価が著しく下落したときについて

資産の時価が著しく下落したときとは、時価が期末残高から概ね 50%を超えて下落している場合をいうものとする。

(注 11) 一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目について

一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目には、臨時の項目及び過年度修正項目がある。なお、経常外増減に属する項目であっても、金額の僅少なもの又は毎期経常的に発生するものは、経常増減の区分科目に記載することができる。

(注 12) 補助金等について

土地改良区が国又は都道府県等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる資産の費消等が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとする。なお、当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができる。

(注 13) 指定正味財産の部から一般正味財産の部への振替について

次に掲げる金額は、指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替え、当期の振替額を正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部及び一般正味財産増減の部に記載しなければならない。

(1) 指定正味財産に区分される譲与又は寄付によって受け入れた資産について、制約が解除された場合には、当該資産の帳簿価額

(2) 指定正味財産に区分される譲与又は寄付によって受け入れた資産について、減価償却を行った場合には、当該減価償却費の額

(3) 指定正味財産に区分される譲与又は寄付によって受け入れた資産が、災害等により消滅した場合には、当該資産の帳簿価額

なお、一般正味財産増減の部において、指定正味財産からの振替額は、その性格に従って、経常収入又は経常外収入として記載するものとする。

(注 14) 関連当事者との取引の内容について

1 土地改良区の関連当事者とは、次に掲げる者をいう。

(1) 役員（役員に準ずる者を含む。以下同じ。）及びその近親者（3親等内の親族及びこの者と特別の関係のある者）

なお、役員に準ずる者とは、相談役、顧問その他これに類する者で、当該土地改良区内における地位、職務等からみて役員と同様に実質的に当該土地改良区の

運営に従事していると認められる者をいう。ただし、当該土地改良区の役員のうち、対象役員は、常勤の有給役員に限定するものとする。

- (2) 役員及びその近親者が議決権の過半数を有している法人
- 2 1に規定する関連当事者との取引のうち、財務諸表の科目に係る取引について、一定の重要性の高い取引を注記の対象とする。
- 3 関連当事者との取引については、原則として次に掲げる事項を関連当事者ごとに注記しなければならない。
 - (1) 当該関連当事者の氏名及び職業
 - (2) 当該土地改良区と関連当事者との関係
 - (3) 取引の内容
 - (4) 取引の種類別の取引金額
 - (5) 取引条件及び取引条件の決定方針
 - (6) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
 - (7) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表等に与えている影響の内容
- 4 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、3に規定する注記を要しない。
 - (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般的の取引と同様であることが明白な取引
 - (2) 役員に対する報酬、賞与及び退任慰労金の支払い

別紙 会計方式の移行措置

1 過年度分の減価償却累計額の取扱いについて

取得価額の算定を必要とする資産は、取得から本会計基準適用初年度までの経過期間に応じた減価償却累計額を算定するものとする。

2 減価償却方法の変更について

本会計基準の適用以前において定率法で減価償却を行ってきた固定資産は、本会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から残存耐用年数にわたり、定額法にて減価償却を行うものとする。

3 本会計基準適用初年度における有価証券の取扱いについて

本会計基準適用初年度において保有している有価証券のうち、償却原価法が適用されるものについては、本会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から満期日までの期間にわたって債券金額と取得価額との差額を償却する。

4 基本財産及び特定資産の期首残高について

基本財産及び特定資産の本会計基準適用初年度の期首残高については、当該適用の前事業年度末の貸借対照表を組み替えて算定するものとする。このうち、土地改良区の健全な運営を図るため、規約で基本財産として設定されているものは基本財産の期首残高とし、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約がある資産については、特定資産の期首残高とする。

5 指定正味財産及び一般正味財産の本会計基準適用初年度の期首残高について

指定正味財産及び一般正味財産の本会計基準適用初年度の期首残高については、当該適用の前事業年度末の貸借対照表を組み替えて算定するものとする。このうち、正味財産について過年度に受け入れたもので、本会計基準適用時に譲与者又は寄付者等の意思により、使途、保有又は運用方法等に制約されている明らかなものについては、指定正味財産の期首残高とする。

6 本会計基準の適用時における過年度分の収入又は支出の取扱いについて

本会計基準の適用時における過年度分の収入又は支出の取扱いについては、原則として、正味財産増減計算書の経常外収入又は経常外支出に計上するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収入又は経常支出とすることができます。

なお、経常外収入又は経常外支出に計上する科目が複数になる場合には、経常外収入又は経常外支出においてそれぞれの科目として計上する方法のほか、経常外収入又は経常外支出ごとにそれぞれ「過年度修正」の科目として計上する方法によるものができるが、後者による場合はその内訳科目を設け、財務諸表に注記する。

7 土地改良施設用地等の評価について

本会計基準適用初年度以前から保有している土地改良施設用地等は、1円を備忘価額として計上することができる。

8 引当金について

本会計基準適用初年度以前に計上されていた引当金について、引当金の要件を満たさないものについては、本会計基準適用初年度から5年以内で取り崩すものとする。